[事案 2022-279] 損害賠償請求

• 令和5年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の案内が不十分であったことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

夫を契約者・被保険者、自分を家族年金受取人として平成17年4月に契約した家族収入保険について、平成25年10月に夫が死亡し、家族年金が9年間支払われたが、保険会社が発行した「年金お支払内容のお知らせ」の記載内容が不十分であったために、確定申告において課税所得を本来より過大申告し、所得税等を過大に納付してしまった。実際に納付した金額から、修正申告による還付金と本来納付すべき金額を差し引き、利息を付加して損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)課税申告額は、納税者自ら算出するもので、当社に提示責任はない。また、本件の課税申告額は、国税所定の計算書を用いれば、納税者でも算出可能であった。
- (2) 当社が発行していた「年金お支払内容のお知らせ」の内容に不足や誤りはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、納税時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の案内が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘 すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手 続を終了した。